

※該当する項目に○印をつけ、
太枠の中を記入してください。

いづれか一方

1. 山都町から貴店に納付書が送付されたときは、私に通知することなく、所定の振替日に納付書記載の金額を払い込んで下さい。この場合、預金規定又は当座勘定規定に関わらず、預貯金通帳、同払戻請求書の提出又は小切手の払出はしません。 2. 預貯金残高は、振替日までには所要額に充つる残額にいたします。 3. 上記記載にかかる金額の引き落としについては、口座名義人は異議を申し立てません。 4. この契約を解除するときは、私から貴店並びに町へ届けます。なお、この届出がないまま長期間にわたり町から請求がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものととして取り扱ってさしつかえありません。 5. 一定期間、振替できなかったときは、この契約が終了したものととして取り扱ってさしつかえありません。 6. 預貯金口座から引き落とされた金額については領収証書を不要とし「通帳記帳」をもって領収済とする事で異議ありません。 7. この口座振替については、かりに紛議が生じてても貴店の責によるものを除き迷惑をかけません。	町役
--	-----------